

津市公告第65号

津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業について、別紙のとおり  
公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和8年5月15日

津市長 前 葉 泰 幸

## 1 事業概要

### (1) 事業名

津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（Aグループ）

津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（Bグループ）

津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（Cグループ）

### (2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (3) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

Aグループ	93,412,000円
Bグループ	90,618,000円
Cグループ	96,685,000円

## 2 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の参加資格条件の全てを満たす事業者とする。

### (1) 参加事業者

ア 単独事業者又は複数の事業者によって構成されたコンソーシアムとする。

イ コンソーシアムで参加する場合、応募時に構成する事業者の中から代表事業者を定め、その代表事業者が本プロポーザルに係る申込み及び事業に必要な諸手続きを行うこと。

ウ 本事業の同一グループにおいて、コンソーシアムの構成員となった事業者は、単独で応募することができない。また、他の応募しているコンソーシアムの構成員となることもできない。

エ 参加申込書受付期間終了後、コンソーシアムの構成員の変更及び追加は原則として認めない。

### (2) 参加事業者及び各構成員の役割

ア 参加事業者は、下記の役割を全て担うよう構成員を配置し、各構成員はその役割を統括する。なお、単独事業者の場合は、下記の役割を単独で全て担うこと。

#### (ア) 事業役割

本市との窓口となり、協議及び契約等諸手続きを行い、本事業遂行の全ての責を負う。また、契約内容に関する代表権を持つ。

(イ) 施工役割

施工に関する業務を実施する。

(ウ) その他の役割

(ア)及び(イ)以外の調査、機器調達等に関する業務を実施する。

イ 一の構成員が複数の役割を担うことができる。

ウ 事業役割は、代表事業者となる構成員1者のみで担うこと。施工役割及びその他の役割は、1者又は2者以上の複数の構成員で担うことができる。

(3) 参加資格要件

参加事業者（コンソーシアムで参加する場合、全ての構成員とする。）は、下記の要件を全て満たすこと。ただし、下記キの実績要件についてのみ、コンソーシアムの場合は、構成員のうち1事業者以上が要件を満たしていれば可とする。

ア 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下の書類を提出し確認を受けること。

なお、名簿に登載されている場合であっても、以下の書類のうち法人にあっては(オ)及び(キ)、個人にあっては(カ)及び(ク)を提出し確認を受けていること。

(ア) 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(ウ) 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

(エ) 印鑑（登録）証明書

(オ) 法人にあっては、本社及び委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

(カ) 個人にあっては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

(キ) 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある

未納税額のない証明書

(ク) 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある  
未納税額のない証明書

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定  
する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

ウ 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準  
（平成21年4月8日施行）による指名停止措置を受けていないこと。

エ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、  
及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3  
年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同  
じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損  
害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する  
など、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与  
している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している  
者

オ 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でな  
いこと。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申  
立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始  
の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の  
申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会  
社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第8  
7号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）  
に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に  
基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更

生計画が認可された者を除く。

キ 官公庁等で発注されたもので、過去15年間（平成23年度以降）に完了した公共施設等における以下の(ア)又は(イ)の照明器具のLED化に係る元請実績を有する者。（コンソーシアム（代表事業者に限る。）の場合も含めることとし、共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。また、複数年契約の場合、施工（照明器具交換）の全部又は一部において、発注した官公庁等から完了検査を受けたものを含む。）

(ア) ESCO方式（ESCO事業者の経費を光熱費の削減分で賄う方式）で発注されたもの

(イ) 大規模な照明設備LED化を行う工事、修繕、リース等（1契約において200台以上の照明器具のLED化を行うものに限る。）

※官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。

### 3 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行う。

公告	令和8年5月15日（金）
実施要領等の配布	令和8年5月15日（金）から 6月12日（金）正午まで
質問書の受付	令和8年5月15日（金）から 6月4日（木）正午まで
質問の回答期限	令和8年6月8日（月）まで
参加申込書提出期限	令和8年6月12日（金）正午まで
企画提案書提出期限	令和8年6月24日（水）正午まで
企画提案書審査	令和8年6月29日（月）予定
審査結果通知	令和8年6月30日（火）以降速やかに

### 4 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ内の本プロポーザル記事内からダウンロードをすること。

## 5 契約の相手方の最優先候補者の選定について

津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業プロポーザル方式審査委員会において、企画提案書を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定する。

## 6 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者として選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、仕様内容に基づいた見積を徴取し、契約の締結を行う。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価を得た提案者と契約に向けての協議を行うこととする。

## 7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市公共施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

### 【問合せ先】

津市政策財務部財産管理課

電話 059-229-3125

FAX 059-229-3444

メール 229-3125@city.tsu.lg.jp